

平成 28 年 3 月 18 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本ライフ協会に対する公益認定取消しについて

目 次

公益認定取消しの概要	1
公益認定取消しの公示	2
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	4



内閣府

平成 28 年 3 月 18 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本ライフ協会に対する公益認定取消しについて

平成 28 年 2 月 5 日、公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対し、公益財団法人日本ライフ協会に関する公益認定取消しの勧告が行われました。

これを受けた行政庁は、行政手続法の規定に従い聴聞手続を行った上、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、平成 28 年 3 月 18 日付けで、同協会の公益認定を取り消しましたので、公表します。

〔 同法人は、本取消しにより、一般財団法人となります。 〕

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）
（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 ～ 四 （略）

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 ～ 三 （略）

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
 薫、石塚

TEL : 5403-9538 (直通)

FAX : 5403-0231

平成 28 年 3 月 18 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益認定取消の公示

平成 28 年 3 月 18 日付けで公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 29 条第 2 項第 1 号の規定に基づく公益認定の取消しをしたので、同条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

1. 法人コード：A004352
2. 法人の名称：公益財団法人日本ライフ協会
3. 代表者の氏名：濱田 健士
4. 主たる事務所の所在場所：
東京都港区芝四丁目 11 番 3 号 芝フロントビル 3 階

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(公益財団法人日本ライフ協会に対する公益認定取消し)

